

答 申 書

富士市水道料金及び
下水道使用料の改定について

令和 8 年 9 月 2 4 日
富士市水道事業及び公共下水道事業
経営審議会

富水下経発第24号
令和8年9月24日

富士市長 金 指 祐 樹 様

富士市水道事業及び
公共下水道事業経営審議会
会長 小 滝 勝 昭

富士市水道料金及び下水道使用料改定について（答申）

令和8年6月8日付け富上下経発第4号で諮問のあった「富士市水道料金及び下水道使用料の改定」について、両事業の経営状況を考慮するとともに、水道料金及び下水道使用料の同時改定による利用者の家計への影響等を踏まえ、当審議会にて慎重に審議を行いました。

その結果、水道料金については、改定率を平均37.1%とすること及び下水道使用料については、改定率を平均7.7%とすることが妥当であるとの結論に至りましたので、下記のとおり答申します。

また、今後の両事業の経営にあたり、当審議会としての意見を「審議の過程における意見」としてまとめましたので、引き続き、公共の福祉の増進を図るとともに、より一層の経営努力を行うよう申し添えます。

記

I-1 富士市水道料金の改定について

富士市の水道事業は、前回、令和5年度に実施した水道料金改定以降、管路のダウンサイジングや低廉な資材の採用による管路布設替工事費の抑制、企業債利息の削減等、様々な企業努力を行ってきました。

しかしながら、近年は、人口減少や節水機器の普及に伴う水道料金収入の減少に加え、労務費や原材料費等の費用が増加しており、もはや企業努力だけでは吸収しきれないほど厳しい経営状況にあります。

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、常に安全で安心な水道水の安定供給が求められていますが、高度経済成長期に整備された水道施設の多くは、現在、更新時期を迎えており、施設の老朽化対策事業を計画的に進めていく必要があります。令和6年能登半島地震では、水道施設に甚大な被害が発生し、

断水の長期化が問題となりました。富士市においても、近い将来に発生が予測される南海トラフ地震に備えた耐震化対策事業の実施が急務と考えます。

また、令和9年度から令和12年度までの4か年の収支予測によると、令和9年度以降は、純損益が赤字となることが予測され、投資的事業である老朽化対策事業や耐震化対策事業を実施するためには多額の企業債を発行しなければならず、将来世代への負担の増加は避けられない状況であります。

こうした状況を踏まえ、当審議会では、富士市水道事業が健全で持続可能な経営を進めていくべきとの観点から、今後の水道料金体系と適正な料金のあり方について慎重に議論を重ね、水道料金を改定することが適当であるとの結論に達しました。結論に至った理由については、以下のとおりであります。

- (1) 水道施設の老朽化により有収率が著しく低下し、経営効率が悪化している状況に対応するため、老朽化対策事業と有収率向上対策事業を確実に実施する必要があること。
- (2) 水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインの一つであることから、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に備え、水道施設の耐震化対策事業を推進し、安全で安心な水道水の安定供給に努める必要があること。
- (3) 水道事業の運営指針である「第一次富士市水道事業経営戦略プラン」について、危機管理対策や施設のダウンサイジング、職員の人材育成などを含めた見直しを継続的に行い、最適な水道施設の維持管理や更新に努める必要があること。
- (4) 人口減少や節水機器の普及に伴う水道料金収入の減少と、近年の労務費や原材料費等の上昇による純利益の減少を踏まえ、十分な投資的事業を行える財源を確保し、経営基盤の強化を図る必要があること。

I-2 富士市水道料金について

(1) 水道料金算定期間

令和9年度から令和12年度までの4年間とする。

(2) 水道料金改定率

水道料金を平均37.1%引き上げる。

(口径20mmで1か月当たり使用水量20m³の場合は、990円の増額)

(3) 水道料金体系

水道料金体系は、家庭用の少量使用者の負担、基本料金と従量料金のバランス及び使用者間の公平性に係る従量料金の通増度(従量料金単価の差)を考慮し、以下の

とおりとする。

①基本料金

基本料金は、主に、水道事業を運営するために必要な固定的経費を回収する料金であることから、使用水量が減少傾向にある中においては、経営の安定性を高めるため、水道料金に占める割合を現行以上とすることが適当である。ただし、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、口径 13 ミリメートル及び 20 ミリメートルの改定金額は低く抑えること。

②従量料金

従量料金は、主に、使用水量に応じて変化する変動的経費を回収する料金であり、使用者間の公平性を考慮すると均一の単価であることが望ましいことから、逓増度は現行より低く抑えることが適当である。しかしながら、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、逓増度は現状維持とし、併せて、小口径の 10 立方メートルまでの金額についても現状維持とすること。

以上のことを踏まえ、水道料金体系は次の「料金表」のとおりとする。

料金表（税込み）

（単位 円）

区分 呼び径	基本料金		従量料金(1 ^m につき)		
	現行金額	改定金額	段階区分	現行金額	改定金額
13mm	1,232	1,606	使用水量10 ^m までのもの	11.0	11.0
			使用水量10 ^m を超え20 ^m までのもの	88.0	132.0
20mm	1,815	2,365	使用水量20 ^m を超え50 ^m までのもの	104.5	154.0
25mm	2,552	3,740	使用水量50 ^m を超え100 ^m までのもの	121.0	176.0
			使用水量100 ^m を超えるもの	132.0	198.0
30mm	3,311	4,851	使用水量20 ^m までのもの	88.0	132.0
40mm	6,226	9,119	使用水量20 ^m を超え50 ^m までのもの	104.5	154.0
50mm	9,460	13,849			
75mm	22,880	33,506	使用水量50 ^m を超え100 ^m までのもの	121.0	176.0
100mm	40,480	59,290	使用水量100 ^m を超えるもの	132.0	198.0
150mm	70,400	103,114			

（４）水道料金改定日

改定日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

ただし、改定日以前からの継続使用者については、6 月以降の請求分から適用する。

I-3 審議の過程における意見について

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、常に安全で安心な水道水の安定供給を図る必要がある。

そのため、事業の安定経営に向けて更なる事業の効率化と一層の経費の削減に努めるとともに、以下のことに留意して、今後の事業経営を実施されたい。

(1) 老朽化対策事業及び耐震化対策事業の推進

水道事業の重要施策である水道施設の老朽化対策事業や耐震化対策事業は、喫緊の課題としての対応にとどまらず、次世代に向けた健全な投資であることを使用者に丁寧に説明し、水道水の安定供給に努められたい。

(2) 水道事業における情報発信の強化

今回の料金改定についてのみならず、老朽管の状況をはじめとした水道事業の現状、課題、その対策等について、実物展示やウェブサイト等あらゆる媒体を用いて使用者に十分な周知を図り、理解が得られるよう、日頃から「水道事業の見える化」に努められたい。

(3) 効率的で持続可能な水道事業運営の実施

今後も人口減少の継続が予測されることを考慮し、施設のダウンサイジングによる費用削減と効率的な施設の更新投資により、企業債の発行額を抑制することで、将来世代への負担の軽減を図り、効率的で持続可能な水道事業運営に努められたい。

(4) 適正な原価に基づく水道料金の算定と健全経営の維持

今後も水道料金収入の減少が続く中で、近年の労務費や原材料費等の上昇に伴う事業費の増加が見込まれていることから、令和13年度以降の料金見直しにおいては、使用者の負担が大幅に増加することがないように、今後もより一層の経営努力を行い、健全経営に努められたい。

II-1 富士市下水道使用料の改定について

公共下水道は、安全で快適な市民生活を確保する上で不可欠な都市基盤施設であるとともに、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るという環境面での役割も担っています。

富士市の公共下水道事業は、下水汚泥の減量化対策や太陽光発電設備導入事業のほか、水の官民連携の導入などの経営改善に向けた様々な取組を実施してきました。

しかしながら、今後は老朽化した下水道施設の改築や耐震化を図る必要があることから、中長期的な事業運営を視野に入れた経営基盤の強化が必要です。

当審議会は、令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 か年の収支予測を踏まえ、将来にわたり安定的に事業を進めていくべきとの観点から、今後の下水道使用料体系と適正な使用料のあり方について慎重に議論を重ね、下水道使用料を改定することが適当であるとの結論に達しました。結論に至った理由については、以下のとおりであります。

- (1) 収支予測では、経費回収率が 100%を下回り、汚水処理に必要な費用を下水道使用料で賄えていない状態にあることや、今後も経費回収率の上昇が見込めず国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の採択要件が満たせないことから、早期に公共下水道事業の経営基盤の強化を図る必要があること。
- (2) 管路及び処理場施設などの老朽化対策並びに大規模災害に備えた対策を早急に実施する必要があること。
- (3) 社会経済情勢の変化に伴う労務費や原材料費等の上昇や電気料金・燃料費等の高騰により、維持管理費が増加傾向にあること。
- (4) 人口減少が予測されることを考慮し、中長期的には施設のダウンサイジングによる費用削減と効率的な施設の更新投資により、企業債の発行額を抑制することで、将来世代への負担の軽減を図る必要があること。

Ⅱ-2 富士市下水道使用料について

- (1) 下水道使用料算定期間

令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 年間とする。

- (2) 下水道使用料改定率

下水道使用料を平均 7.7%引き上げる。

(1 か月当たり排除汚水量 20 m³の場合は、198 円の増額)

- (3) 下水道使用料体系

下水道使用料体系は、家庭用の少量使用者の負担、基本料金と従量料金のバランス及び使用者間の公平性に係る従量料金の逡増度(従量料金単価の差)を考慮し、以下のとおりとする。

①基本料金

基本料金は、主に、公共下水道事業を運営するために必要な固定的経費を回収する料金であることから、排除汚水量が減少傾向にある中においては、経営の安定性を高めるため、下水道使用料に占める割合を現行以上とすることが適当である。ただし、家庭用の少量使用者や子育て世代に対して、過度な負担とならない

よう設定すること。

②従量料金

従量料金は、主に、排除汚水量に応じて変化する変動経費を回収する料金であり、使用者間の公平性を考慮すると均一の単価であることが望ましいことから、通増度を現行より低く抑えることが適当である。また、家庭用の少量使用者や子育て世代への負担を考慮して、10立方メートルまでの金額については現状維持とすること。

以上のことを踏まえ、下水道使用料体系は次の「料金表」のとおりとする。

料金表（税込み）

（単位 円）

料金区分	段階区分	現行金額	改定金額
基本料金	—	1,342	1,496
従量料金 （1 m ³ につき）	排除汚水量 0 m ³ を超え10m ³ までのもの	11.0	11.0
	排除汚水量10m ³ を超え20m ³ までのもの	121.0	125.4
	排除汚水量20m ³ を超え30m ³ までのもの	137.5	141.9
	排除汚水量30m ³ を超え50m ³ までのもの	148.5	152.9
	排除汚水量50m ³ を超え100m ³ までのもの	159.5	163.9
	排除汚水量100m ³ を超え500m ³ までのもの	170.5	174.9
	排除汚水量500m ³ を超えるもの	181.5	185.9

（４）下水道使用料改定日

改定日は、令和9年4月1日とする。

ただし、改定日以前からの継続使用者については、6月以降の請求分から適用する。

Ⅱ－３ 審議の過程における意見について

公共下水道事業は、快適な生活環境の確保のために欠かすことのできない事業であり、計画的・継続的な事業実施が必要である。

そのため、事業の安定経営に向けて更なる事業の効率化と一層の経費の削減に努めるとともに、以下のことに留意して、今後の事業経営を実施されたい。

（１）公共下水道事業に対する情報発信の強化

公共下水道事業の現状、課題及び経営状況について市民と情報を共有し、事業に

対する理解を深められるよう努められたい。

また、下水道使用料改定は、市民生活や事業所経営に多大な影響を与えるため、改定にあたっては、改定の必要性、理由及び内容について市民に分かりやすく周知されたい。

（２）安全で快適な市民生活の確保

管路及び処理場施設については、計画的な改築及び耐震化を進めることにより施設を健全な状態に保ち、災害に強い下水道を確立することで安全で快適な市民生活の確保に努められたい。

（３）資産維持費の算入

将来の更新改築を見据え、サービス水準や実体資本の維持に必要な財源を確保するため、使用料算定経費に資産維持費を算入することについて検討されたい。算入にあたっては、効率的で効果的な中長期の更新計画に基づき過度な負担にならないよう留意されたい。

（４）経費回収率の維持

独立採算制の原則から、汚水処理に必要な費用は下水道使用料で賄うべきであり、経費の削減などによる健全経営を継続し、経費回収率が 100%を下回ることがないよう努められたい。

Ⅲ- 1 富士市水道事業及び公共下水道事業の将来に向けて

水道事業及び公共下水道事業は、市民生活や事業活動、都市機能を維持するためのインフラ基盤として、近い将来発生が予測される南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に対しても、安定的にサービスを提供していかなければならない。

人口減少が今後も継続していく状況において、将来にわたり両事業の持続可能な経営を実現するためには、施設のダウンサイジングによる費用削減と効率の良い施設の更新投資が必須であり、そのためには技術職員の確保と育成が重要である。

また、適正な原価に基づいた料金収入の確保、需要者相互間の負担の公平性を総合的に考慮する必要があることから、水道料金及び下水道使用料の改定を４年ごとに当審議会に諮り、市民の理解と協力を求めながら実施されたい。

以上

資料

【資料 1】 富士市水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	小滝 勝昭	富士信用金庫 前会長	会 長
	東 恵子	東海大学 名誉教授、一般財団法人 清水港色彩・景観研究所 代表理事	副会長
	遠藤 誠作	総務省・地方公営企業等経営アドバイザー、北海道大学大学院公共政策 学研究センター研究員	
	篠原 丈治	公認会計士、税理士	
	入野 一人	環境計量士	
公共的団体の 代表者等	大石 和儀	富士市町内会連合会 副会長	
	服部 鷹彦	富士商工会議所 青年部	
	渡邊 啓視	富士市社会福祉協議会 副会長	
	岩崎 園江	生活クラブ生協 富士支部	
	櫻井 裕美子	富士市消費者運動連絡会 副代表	
	濱田 江理	富士商工会議所 女性会（エコーレ） 副会長	
	内野 浩恵	きらり交流会議 委員長	
公募による 市民	鈴木 順一郎	公募委員	
	堀田 響子	公募委員	
	水野 桂子	公募委員	

【資料 2】 審議会開催日程等

回数	開催日等	出席者数	審議内容等
第 1 回	令和 8 年 6 月 8 日（月） 13 時 30 分～15 時 10 分 市消防防災庁舎 3 階 研修室	15 名	①富士市水道料金及び下水道使用料の改定について（諮問） （配付資料）No.1「令和 8 年度経営審議会スケジュール（案）」、No.2「水道料金及び下水道使用料の改定について」、No.3「水道事業会計収支予測計上内訳」、No.4「公共下水道事業会計収支予測計上内訳」 ②講演（菊池明敏）「上下水道事業の現状と基盤強化及び富士市上下水道事業の経営分析」について
第 2 回	令和 8 年 6 月 22 日（月） 13 時 30 分～15 時 30 分 フィランセ西館 3 階 富士市男女共同参画センター団体研修室	15 名	①水道料金改定（案）についての審議 （配付資料）No.5「水道事業会計収支予測（R13～R16）」、No.6「公共下水道事業会計収支予測（R13～R16）」、No.7「富士市水道料金算定基準」
第 3 回	令和 8 年 7 月 6 日（月） 13 時 30 分～15 時 10 分 フィランセ西館 3 階 富士市男女共同参画センター団体研修室	15 名	①水道料金改定（案）についての審議（第 2 回経営審議会での質疑に対する回答） （配付資料）No.8「令和 5 年度料金改定時の収支見通し額と実績額の比較」、No.9「令和 5 年度料金改定に伴う整備実績」、No.10「令和 9 年度水道料金改定時収支予測（A 案～C 案）について」

回数	開催日等	出席 人数	審議内容等
第4回	令和8年7月22日(水) 13時30分～14時45分 フィランセ西館4階 大ホール	13名	①水道料金体系(案)についての審議 (配付資料) No.11「水道料金体系参考資料」、No.12「水道料金体系(案)」、No.13「県内水道料金一覧」
第5回	令和8年8月5日(水) 13時30分～15時35分 フィランセ西館4階 大ホール	14名	①下水道使用料算定基準(案)についての審議 (配付資料) No.14「富士市下水道使用料算定基準(案)」 ②下水道使用料改定(案)についての審議 (配付資料) No.15「令和9年度下水道使用料改定時収支予測」、No.16「令和5年度下水道使用料改定時の収支見通し額と実績額の比較」、No.17「令和5年度下水道使用料改定に伴う整備実績」
第6回	令和8年8月21日(金) 13時30分～15時35分 フィランセ西館4階 大ホール	15名	①下水道使用料改定(案)についての審議 ②下水道使用料体系(案)についての審議 (配付資料) No.18「下水道使用料体系 参考資料」、No.19「下水道使用料体系(案)」、No.20「県内各市及び類似団体の排除汚水量別下水道使用料比較表」
第7回	令和8年9月11日(金) 13時30分～15時8分 フィランセ西館3階 富士市男女共同参画センター団体研修室	14名	①富士市水道料金及び下水道使用料改定の答申書(案)についての審議 (配付資料) 答申書(案)